

医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について

当院では、令和 8 年 6 月 1 日の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認等システムの活用により取得した診療/薬剤・特定健診等情報を、医師が診察室で閲覧及び活用できる体制を有しています。
4. マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しております。
5. 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行時に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
6. 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示するとともにウェブサイトへ掲載を行っています。

上記の体制により、算定時に電子的診療情報連携体制整備加算（初診時：月 1 回 4 点 / 再診時：月 1 回 2 点）を加算します。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。